

鳩山町教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町教育委員会後援名義の使用承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業」とは、講習会、講演会、展覧会、研究会、記念行事、競技会その他催物等で、町の教育、芸術・文化、スポーツ等の増進に寄与する目的を有するものをいう。
- (2) 「後援」とは、町教育委員会が事業の趣旨に賛同することをいう。

(後援名義の使用)

第3条 後援において教育長が使用を承認する名義は、「鳩山町教育委員会」とする。

- 2 後援名義の使用承認を受けた事業の主催者は、当該事業に関して発行する印刷物等に町教育委員会が後援している旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

(主催者に関する後援名義の承認基準)

第4条 町教育委員会が後援名義の使用の承認を行う事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校及び学校の連合体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）
- (4) 町内を活動拠点とし、スポーツ、芸術・文化等の振興に寄与する団体（所在は町外にあるが、町内における活動実績があり、スポーツ、芸術・文化等の振興に寄与すると考えられる事業を実施する団体を含む。）
- (5) その他教育長が適当と認めるもの

(事業に関する後援名義の承認基準)

第5条 町教育委員会が後援名義の使用の承認を行う事業は、町教育委員会の施策の推進に積極的に寄与するものと認められる事業であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 目的及び内容が、町の教育、芸術・文化、スポーツ等の増進に寄与すると認められる事業で、公共性があること。
- (2) 特定の町民のみを対象としている事業でないこと。
- (3) 町内が開催地であること。ただし、町民の幅広い参加が期待できる事業又は町のイメージアップが期待できる事業である場合は、この限りでない。
- (4) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分である事業であること。
- (5) 主催者が参加者から入場料、参加料その他の費用を徴収する事業にあつては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
- (6) 事業の実施場所において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講ぜられていること。

2 教育長は、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援名義の承認を行わないものとする。

- (1) 特定の政治団体若しくは宗教団体が主催する事業、政治活動若しくは宗教活動を目的とする事業又は特定の政治団体若しくは宗教団体を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする事業
- (2) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする事業
- (3) 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのある事業
- (4) 主に営利又は商業宣伝を目的とする事業
- (5) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とする事業
- (6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められる事業
- (7) 町教育委員会の施策の推進に積極的に寄与するものと認められない事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる事業

(後援の承認申請)

第6条 後援の承認を受けようとする事業の主催者は、事業実施日の1か月前までに後援名義使用承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 団体等の活動の目的及び内容が分かる書類
- (2) 事業の目的及び内容が分かる書類
- (3) 入場料又は参加料等の費用を徴収する場合には、事業に係る収支予算書等
- (4) 役員その他事業関係者の住所、氏名、役職等が分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(承認等の決定)

第7条 教育長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、承認すると決定したときは後援名義使用承認決定通知書(様式第2号)により、承認しないときは後援名義使用不承認決定通知書(様式第3号)により、速やかに主催者に通知するものとする。

(事業内容変更等の届出)

第8条 前条の承認を受けた主催者は、当該事業を中止し、又はその内容を変更しようとするときは、速やかに後援名義使用に係る内容変更等届出書(様式第4号)を教育長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 教育長は、後援の承認を行った事業又はその主催者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援の承認を取り消すことができる。この場合において、当該取消しによって生ずる主催者の損失は、一切補償しない。

- (1) 第4条及び第5条第1項に掲げる要件を具備しなくなったとき。
- (2) 法令に違反した行為等があったとき又はあると予見されたとき。
- (3) 承認の申請に虚偽の内容があったとき。
- (4) 町教育委員会の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させる行為があったとき。
- (5) 前条の規定による変更の届出をしなかったとき。

- 2 前項の取消しは、後援名義使用承認取消通知書（様式第5号）により行うものとする。
- 3 後援の承認を取り消された主催者は、速やかにその旨を周知するとともに、公表した印刷物等から町教育委員会の名称を削除する等適切な対処をしなければならない。

（事業終了後の報告）

第10条 後援の承認を受けた主催者は、事業終了後1か月以内に、後援事業実施報告書（様式第6号）を教育長に提出しなければならない。

（適用除外）

第11条 主催者が国又は地方公共団体である場合は、第6条から前条までの規定は適用しない。

（庶務）

第12条 後援の承認に関する庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。